

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ・マ・項目	大津波から逃げる 津波からの避難等	
	主語	文案
骨子案内容	津波浸水予想区域の居住者、滞在者等	(津波からの避難等)  津波の浸水が予想される区域(以下「津波浸水予想区域」といいます。)に居住や滞在する者など(以下「居住者等」といいます。)は、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自己の判断で高台などの津波の浸水のおそれがない場所に、原則自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。
	"	この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報又は注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。
	区域外の居住者等	また、津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報又は注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。
	津波浸水予想区域の居住者、通勤通学者等	津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるようあらかじめ避難場所、避難路や避難の方法について確認するよう努めなければいけません。
解説案	課題	地震による死者のうち、約7割が津波によるものと想定されています(第2次高知県地震対策基礎調査H16.3)。津波からの避難意識を高めることで、死者を2分の1にできると言われています(中央防災会議 第10回東南海、南海地震等に関する専門調査会)。 津波避難の原則は「強い揺れが収まったらすぐに」ですが、4県共同地震・津波県民意識調査(H17.3)によると、「津波警報が出てから避難しても間に合う」と答えた県民が41%、「海の水が大きく引いてから避難しても間に合う」と答えた県民が13%おり、「警報(大津波)が出てすぐに避難する」と答えた人は51%(P.111)しかおらず、その認識はまだまだ浸透していません。また、避難場所を確認している人は、津波浸水想定区域で52%(P.72)にとどまっています。 過去の津波において、避難途中や津波避難後も津波浸水想定区域に戻り、津波の被害に遭う例が後を絶たないため、戻るタイミングについても正しい知識を徹底しておく必要があります。
	対策	津波避難のタイミング、逃げるべき場所、原則自動車の利用の禁止など津波避難の行動指針 津波は何波も繰り返すため、避難の継続をすること。 津波浸水予想区域に区域外の者が立ち入ってはいけないこと。 避難場所、避難路、避難方法についての事前の確認
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/> (主な規定事項)

項	項目の出所等	意見提出用紙 地域防災計画	県民WS ・地域目標	検討会意見 (シートNO.2、26) ・その他	過去の地震からの教訓
検討会での協議内容	主な意見				
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更・テ・マからはずす 追加			
備考	<p>津波浸水想定区域の人で、その区域に居住している自覚がある人は61.3%にとどまります (P.105)。まず居住している地域の危険の確認については、県民の取り組むべきこととして、他にまとめることも可能かもしれません。</p> <p>津波てんでんこ」の思想も、津波到達時間が地区ごとに差がある関係上、一律に規定するものでないと考えたため、「あらかじめ避難方法について (家族や地域の人などと)確認する」という表現にしました。</p>				
作成履歴	作成日				
	修正日				
	確定日				

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ - マ 項目		大津波から逃げる 津波避難計画の作成
骨子案内容	主語	(津波避難計画の作成)
	自主防災組織	津波浸水予想区域の自主防災組織は、市町村が作成する津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の避難場所、避難路、避難方法、津波浸水予想区域の範囲など津波からの円滑な避難に必要な情報を記載した計画 (以下「地域の津波避難計画」といいます。)を市町村と協力して、作成しなければいけません。
	骨子案 津波浸水予想区域の居住者	津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。
	県	県は、地域の津波避難計画の作成が進むよう、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。
解説案	課題	避難場所や避難路の整備が行われる前提として、まず住民の円滑な避難のために必要な情報 (津波浸水想定区域の確認、津波の到達時間、避難対象区域、避難場所、避難路、災害時要援護者への避難の支援方法など)が盛り込まれた津波避難計画がその地域で自主防災組織を中心として作成されています。 津波避難計画の作成の過程で、地域の危険や解決策が、参画した者に周知徹底されという効果が期待されるものの、津波避難計画の作成率は12.3%にとどまっており、より一層の推進が必要です。 なお、県では「高知県津波避難計画作成指針」を作成し、各市町村に示し、地域ごとに津波避難計画が作成される技術的支援をしています。 また、高知県では地域目標として、津波避難計画を平成20年度末までにすべての沿岸市町村において作成する目標を掲げています。
	対策	地域の津波避難計画の作成と居住者等の参画 作成推進のための県の支援 (地域防災計画 (震)2 - 2 - 2 県、市町村、地域住民)
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/> (主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 (県民WS) ・検討会意見 (シートNO.26) ・過去の地震からの教訓 地域防災計画 (地域目標) その他
検討会での	主な意見	

協議内容	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 ・テ - マからはずす 追加	
備考	津波避難計画には、地域の津波避難計画と、その内容を反映して市町村が作成する市町村津波避難計画の2種類があります。 住民の自主防災組織への参画を、自主防災組織関連の場所に記載することもできます		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ - マ 項目		大津波から逃げる 津波避難訓練の実施等	
骨子案内容	主語	(津波避難訓練の実施等)	
	自主防災組織	津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、少なくとも年に1回、開催する季節、時間帯など様々な想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を行わなければいけません。	
	事業者	津波浸水予想区域の事業者は、来訪者、施設利用者、従業員等を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、少なくとも年1回津波からの避難訓練を行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。	
	課題	<p>県では、地域目標として 沿岸20市町村の津波からの避難が必要なすべての地域で、策定した津波避難計画に基づき、毎年津波避難訓練を実施すること。」と東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により対策計画の作成を義務づけられた事業所で、少なくとも年1回以上津波避難訓練を実施すること。」をかがけています。作成されたそれぞれの計画の内容については、周知され、検証される必要があります。その手段が、津波避難訓練です。訓練の結果、変更の必要があれば見直されるという仕組みづくりも肝心です。</p> <p>避難訓練の行われ方について、季節や時間帯等の工夫が必要であるとの声も多いです。また、自主防災組織、事業者(学校を含む。)等の地域ぐるみの連携も必要です。</p>	
	対策	津波避難訓練等の実施(地域防災計画(震)5-2-3 県、教育委員会、市町村)	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(シー HNO.26)・過去の地震からの教訓 地域防災計画 <input checked="" type="radio"/> 地域目標 <input type="radio"/> その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加	

備考	<p>9月第一日曜日の自主防災組織の一斉訓練日のことは県内全域のことであるため、自主防災組織の活動が書かれる箇所に記載することとします。</p> <p>事業者の中に学校が読めるようにするにはどうすればよいか。また、その他の団体と自主防災組織が地域ぐるみで活動することについては、どこでどのように記載すればよいか。</p>	
作成履歴	作成日	
	修正日	
	確定日	

骨子案文検討票

NO. 6 -

骨子案内容	テ・マ項目	大津波から逃げる 津波避難に関する情報提供等	
	骨子案	主語	文案
		県	<p>(津波避難に関する情報提供等)</p> <p>県は、県民や事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時には、迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村、国等と連携して、啓発を行うとともに、津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>津波避難に関する次の情報は、それぞれ次の手段で伝えます。          津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑などの津波注意を喚起する物及び津波の特性、避難時の行動などの知識を伝える掲示物等          避難場所を知らせるための情報 避難場所の標識とそこに誘導する標識等          津波発生を知らせるための情報 非常用放送施設、道路情報表示等</p>
解説案	課題	<p>【津波の危険性を知らせるための情報】 津波避難の前提として、県民が地域の津波の危険を知っていたり、津波の特性等の知識があることが必要です。そのための啓発や過去の津波の情報、津波浸水予想区域の情報を伝えていく必要があります。</p> <p>【避難場所を知らせるための情報】 4県共同地震・津波県民意識調査(H17.3)の結果では、津波浸水想定区域の人で、その区域に居住している自覚がある人は61.3%にとどまっています(P.105)。また、避難対策に津波浸水想定区域の居住者の34.6%が「避難場所や避難路に関する看板の整備」を要望しています(P.53)。 津波の危険がある場所であるのか、一時避難場所はどこが指定されておりどこが近いのか、どの経路でその場所に行くべきか、という緊急時に必要な情報が現地で見られるようにする必要があります。</p> <p>昭和58年5月26日に起こった日本海中部地震の津波では、能代港埋立地護岸工事作業員、遠足の小学生、釣り人等津波被害者のほとんどが外来者が犠牲となり、平成16年12月26日に起こったスマトラ沖地震のインド洋大津波では、多くの外国人観光客が犠牲となりました。居住者のみならず、滞在者等の地域の危険性に疎い者に対しても、津波の危険や緊急避難場所の情報を明確に伝達することができなくてはなりません。</p> <p>【津波発生を知らせるための情報】 津波対策として県や市町村がすべきこととして、45.5%の人が「情報伝達手段の整備」と答えています(P.52)。</p>	
	対策	<p>津波避難に関する啓発(地域防災計画(震)5-2-1:県・市町村)          津波避難標識の整備(地域防災計画(震)2-2-8:市町村)          津波情報の連絡体制の整備(地域防災計画(震)2-1-6:県、市町村、消防本部等 3-1-2:各機関)</p>	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙、 <input checked="" type="radio"/> 県民WS・ <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(シーHNO.26)・過去の地震からの教訓、 <input checked="" type="radio"/> 地域防災計画・県の基本的な方向、その他	

検討会での協議内容	主な意見	
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加
備考	消防庁から標準的図記号の様式が平成 17年 3月31日に出されたが、国際標準となる時期が未定。県内にすでに800箇所以上の高知県オリジナルサインが設置されている。	
作成履歴	作成日	
	修正日	
	確定日	



骨子案文検討票

NO. 6 -

骨子案内容	テ・マ項目	大津波から逃げる 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等	
	骨子案	主語	(津波からの緊急避難場所と避難路の確保等)
		県	県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう市町村と連携して、緊急避難場所と避難路を確保するために必要な対策を進めます。
		県民、事業者等 避難者	県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地や建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するよう努めなければいけません。  緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。
解説案	課題	4県共同地震・津波県民意識調査(H17.3)の結果では、避難対策として津波浸水想定区域の57.4%の人が「避難所や避難場所の整備」をあげています(P.52)。また、安全な避難場所や避難路の確保は、ワークショップでも最も要望の多かった課題でもあります。具体的な緊急避難場所や避難路の整備を進めることに直結していることなので、減災効果が高い項目です。 地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域がでてきます。そういう地域では、緊急的かつ一時的な避難施設として、本来は避難施設として想定されていない施設も活用し、津波から生命を守る可能性の高い手段を少しでも多く確保していくことが大事です。津波避難ビル等については国から平成17年6月に「津波避難ビル等に係るガイドライン」が出ていますが、普及のための仕組みづくりや県民の理解を得ることが必要です。	
	対策	緊急避難場所と避難路の確保(地域防災計画(震)2-2-8:市町村) 所有者の緊急避難場所と避難路の確保のための協力 緊急避難場所の秩序ある利用 緊急避難場所や避難路の整備や周知(地域防災計画(震)5-2-3:県、市町村)	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・ <input checked="" type="radio"/> 県民WS・ <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(シーHNO.26)・ <input checked="" type="radio"/> 過去の地震からの教訓 地域防災計画・県の基本的な方向 その他	
検討会での	主な意見		

協議内容	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加	
	備考		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 6 -

骨子案内容	テ・マ・項目	大津波から逃げる 津波避難に係る県が管理する施設の点検等	
	骨子案	主語	文案 (津波避難に係る県が管理する施設の点検等)
		県	<p>県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑な避難ができるよう支援するために、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。</p> <p>堤防、防潮堤、水門などの施設の機能を確保するために必要に応じて点検をし、可能な箇所から改修を行うこと。</p> <p>陸こうや水門の平時からの維持管理体制の整備をすること。</p>
		課題	<p>エネルギーの大きい津波は開口部から浸入し、背後地に浸水被害を及ぼすため、これらの開口部対策を推進する必要があります。その対策としては、津波浸入箇所への堤防新設、既存堤防の高上げ、必要な箇所への水門、陸こうを配置することなどが考えられますが、開口部対策には多額の費用を要することはもちろん、南海地震が発生した際の揺れによって、期待する機能が発揮されないことが考えられるなどの課題があります。</p> <p>津波から逃げる時間的余裕が、ハード対策によりもたらされる可能性が高まるよう、施設の点検や改修を進める必要があります。</p>
対策	<p>県管理の堤防、防潮堤、水門等の施設の点検及び改修 (地域防災計画 (震)2-2-6-1)</p>		
関連事項	施行日	<p>公布日・その他の日 ( )</p>	
	規則の要否	<p>要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/></p>	<p>(主な規定事項)</p>
	項目の出所等	<p>意見提出用紙 (県民WS) ・検討会意見 (シー HNO.2、26) ・過去の地震からの教訓                  地域防災計画 ・地域目標 ・その他</p>	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	<p>原案OK 修正 他の対策に変更 テ・マからはずす 追加</p>	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		



不



















